

●香川県広域水道企業団告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和2年香川県広域水道企業団告示第15号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））及び令和2年香川県広域水道企業団告示第16号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

納付事務	名称	所在地	指定をした日
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という）のコンビニエンスストアによる納付事務（旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものを除く。）	SMB Cファイナンスサービス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和4年4月1日
L I N E P a y 決済サービス、P a y P a y 決済サービス、a u P A Y 決済サービス及びP a y B 決済サービスを利用した料金等の納付事務	SMB Cファイナンスサービス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和4年4月1日
クレジットカードを利用した料金等の納付事務	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和4年4月1日

備考 この表において「旧まんのう事務所」とは、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定するまんのう事務所をいう。